

高知県介護職員等喀痰吸引等研修事業(指導者講習)実施要綱

第1 目的

本事業は、平成24年3月30日付け社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知「喀痰吸引等研修実施要綱について」に基づき、介護職員等がたんの吸引等を実施するために受講することが必要な研修(基本研修・実地研修)の講師及びその指導者を養成することを目的とする。

第2 実施主体

高知県が委託した研修実施機関が実施する。

第3 対象者

次の1及び2のいずれも満たす者とする。

- 1 医師、保健師、助産師又は看護師で、所属施設の施設長の推薦のある者(保健師、助産師、看護師で実地研修での指導予定者については、原則として臨床等(特別養護老人ホーム等での直接ケアを含む)での実務経験を3年以上有する者)
- 2 当該講習修了後に、基本研修・実地研修において介護職員等の指導を行うこと及び講習内容についての伝達等が可能である者

第4 施設長の推薦

- 1 講習の受講にあたっては、所属施設の施設長の推薦を要するものとする。
- 2 施設ごとの受講者数は、研修実施機関において定める指導者講習開催要項により決定する。

第5 講習内容

研修実施機関は、次の内容の講習を行うこととし、講習プログラムの詳細については、別に定めるものとする。

- 1 介護職員等によるたんの吸引等の実施について(制度の概要等)
- 2 介護職員等によるたんの吸引等の研修カリキュラムについて
- 3 研修における指導及び評価について
- 4 安全管理体制について
- 5 施設、事業所における体制整備について

第6 講習期間等

- 1 7時間程度
- 2 9月中旬を目途に開催することとし、日程・会場の詳細については、別に定めるものとする。
- 3 大規模災害等やむを得ない事情により研修を中止する場合がある。

第7 修了証明書等の交付

県は、研修修了者に対し、別添1により修了証明書を交付するものとする。

ただし、委託した研修実施機関が登録研修機関の場合は、登録研修機関名で修了証明書を交付するものとする。

第8 研修の費用

県は、本講習会の開催を予算の範囲内で研修実施機関に委託する。ただし、受講者は資料代等研修経費の一部を負担することとし、研修実施機関が受領する。

なお受講キャンセルがあった場合の受講料返金は行わない。(研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合についても同様)

やむを得ない事情により、研修を中止した場合の返金等取扱いについては県と研修実施機関がその都度協議し、決定する。

附則

この要綱は、平成 25 年 8 月 15 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 5 月 21 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 29 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(別添1)

第 一 号

修 了 証 明 書

氏 名

生年月日

あなたは令和 年度高知県介護職員等喀痰吸引等研修事業指導者講習
(第一号・第二号研修) の全課程を修了したことを証します。

令和 年 月 日

高知県知事

(登録研修機関代表者)